# 論 説

# グローバルな正義論における「現実」の意味(2) ――制度主義を中心に

山田祥子

### 目次

はじめに

第一章 グローバルな正義論の「現実」への接近

第一節 正義の関係的構想

第二節 実践および制度への注目

第三節 制度主義の方法論 (以上 264 号)

第二章 アンドレア・サンジョヴァンニにおける「現実」の意味

第一節 自律性および制度的事実

第二節 制度および政治的正当化

第三節 道徳に対する政治の優先の限界

第三章 アーロン・ジェームスにおける「現実」の意味

第一節 グローバルな正義の主題の分解

第二節 基本的事実としての保証問題

第三節 プラグマティック・リアリズム

第四節 到達可能性概念の意味と限界 (以上本号)

第五節 小括

第四章 集合的エージェンシーに基づく正義の構想 おわりに

# 第二章 アンドレア・サンジョヴァンニにおける「現実」の意味

本章では、サンジョヴァンニの議論を検討し、そこで想定されている「現実」の意味を明らかにする。第一節では、サンジョヴァンニが強制論者であるマイケル・ブレイクの議論をどのような観点から批判しているのかを考察する。そのことによって、サンジョヴァンニが「制度的事実」を所与としていることが明らかとなる。第二節では、サンジョヴァンニがなぜ制度を重要なものと見なしているのかを、政治的リアリズムの議論を参照しつつ明らかにする。サンジョヴァンニにとって制度が重要なのは、それが政治的闘争や不一致の調停の結果だからである。第三節では、以上のように「政治」を「道徳」に対して優先させようとするサンジョヴァンニの試みが、どの程度まで一貫したものと言えるかを考察する。

### 第一節 自律性および制度的事実

サンジョヴァンニは、ブレイク(Blake 2001)、トマス・ネーゲル(Nagel 2005)、A. J. ユリウス(Julius 2003)らのように、諸個人の制度への参加が非自発的であることを根拠に正義の原理を導くタイプの論者を「非自発主義者(nonvoluntarist)」と呼び、その論理的問題点を指摘している(Sangiovanni 2011; 2012)。サンジョヴァンニは、上述した三人の論者の正義の根拠づけの源泉をそれぞれ「強制性(coercion)」、「押し付け(imposition)」、「フレーミング(framing)」と呼んでいるが、以下では、制度の強制性を正義の原理の根拠とするブレイクの議論をサンジョヴァンニがどのような観点から批判しているのかを考察し、サンジョヴァンニにとっての制度の重要性を明らかにしたい」。

サンジョヴァンニによれば、いかなる関係的正義の理論も、所与の社会的・政治的関係がどのように分配的な規範や義務の「引き金」となるかを説明しなければならないが、この「引き金」はやや曖昧であり、意味に強弱が存在するという(Sangiovanni 2011: 31)。「弱い引き金」は、単に「諸個人は、ある特別な社会的関係 R にあれば分配的正義の義務 D を有する」

<sup>1)</sup> サンジョヴァンニ自身は三つの全てのタイプを検討した上で論駁しているが (Sangiovanni 2011)、その批判のポイントは類似しているため、本稿ではブレイク への批判のみを扱うことにする。

というものである。他方で、「強い引き金」は、「弱い引き金」に加え、社会的関係Rの道徳的に有意な特徴が、どのように、なぜ当該Rの参加者の間で新たな分配的義務Dを生じさせるかを説明できなければならない。つまり、関係的正義の理論において、「強い引き金」は、ある関係の道徳的に有意な特徴が義務Dの内容と範囲を規定することを示さなければならない。そして、サンジョヴァンニによれば、いかなる関係的正義と呼ばれるものも、「弱い引き金」だけでなく「強い引き金」の条件を満たさなければならない。彼はこれを「説明の要求(explanatory requirement)」(Sangiovanni 2011: 31)と呼んでいる。

サンジョヴァンニは、強制性に基づくブレイクの議論が上述の「強い引き金」という条件を満たしていない点を指摘するのだが、ここでまずブレイクの議論を概観しておきたい。ブレイクは、個人の自律を可能にすると同時にそれを脅かす国家の強制性が正当化されるためには、特別な配慮が必要であると考える。ブレイクは、自律性の原理を「全ての人間は自律的な主体として存在する道徳的権原を有しており、よってこれが可能となる環境や条件に権原を有している」(Blake 2001: 267)と定義する。国家の法システムは強制的に人々の所有パターンを決定するので、自律性の原理とは明白に衝突するものである。しかしながら、逆説的ではあるが、その自律性こそがまさに国家の強制なくしては保護されないから、我々は国家を除去することはできない。したがって、法システムの内容が正当化されるための方法を我々は模索する必要がある。法システムが適用された結果としての所有のあり方は、仮想的な合意がなされるか否かの一つの基準となるという(Blake 2001: 280-282)。

サンジョヴァンニによれば、以上のブレイクの分配的正義の論理構造は 次のような形をとっている(Sangiovanni 2011: 36)。

- ①強制は仮定によると不正なものである。
- ②したがって、強制されてきた人々に対しては、強制について特別でより厳格な正当化がなされる必要がある。
- ③基本的な社会的・政治的制度は、主体の人生や自由を完全に形成する広範囲な法的規則(所有の獲得、移転を含む)を施行することで、 主体の意思を強制する。

#### 論 説

- ④この規則のパターンによって生きることを強制される人々には、そうでない人々よりも結果として生じる分配について特別でより厳格な 正当化がなされる必要がある。
- ⑤この特別でより厳格な正当化が成功するには、強制される人々の間でより要求の高い社会経済的基準のセットを実現するような規則のパターンが必要である。

サンジョヴァンニは、仮に①~④は妥当であるとしても、①~④から⑤が導かれることは自明ではないと主張する。つまり、人々の意思を強制するという道徳的に有意な特徴が、なぜ新たな分配的義務を生じさせるのかという「説明の要求」に、ブレイクは応えなければならないのである(Sangiovanni 2011: 36)。

サンジョヴァンニによれば、ここでブレイクにとって問題となるのは、 何が強制にあたるかを判断する際に道徳化された基底線(moralized baseline) を使用すべきか否かである (Sangiovanni 2011: 34)。ある提案が 強制的であるためには、通常、提案された行為の作為または不作為が状態 を悪化させることを伴う必要がある(仮定①より、強制は不正なものとさ れている)。その際、問題となるのが、当該状態がどの基底線と比べて悪 化したのかということである。道徳化された基底線を使用することは、道 徳的に汚染されていない (morally untainted) 状態を基底線として使用す ることを意味する (Sangiovanni 2011: 35)。例えば、奴隷の主人は、奴隷 が「道徳的にそうでなければならない」状態、すなわち自由の状態よりも 状態を悪化させているから奴隷を強制していると言え、ここでは自由の状 態が道徳化された基底線となっている。しかしながら、このように道徳化 された基底線を強制論者が採用するならば、それは強制論者にとって「説 明の要求 | を満たすことができないという深刻な問題を引き起こす。なぜ なら、そうすることによって、ある提案の強制性は特定の状況における道 徳規範のアプリオリな評価に依存しているので、強制性の存在それ自体が 分配的正義の引き金となっているとは主張できなくなってしまうからであ る (Sangiovanni 2011: 35)。つまり、強制性それ自体ではなく、「こうある べき」という別の道徳的な基準が分配的正義を発生させていることになっ てしまうのである。

それでは、強制論者は道徳化されていない基底線(nonmoralized baseline)を採用すればよいのだろうか。サンジョヴァンニは、この戦略 も成功しないと述べる。道徳化されていない強制の正当化が作動するかど うかを判断するためには、強制的行為によってもたらされる道徳的に重要 な利益が、強制的行為の不正性を上回るかどうかを検討する必要がある。 結論を先取りするならば、正当化にとって有意な利益の道徳的重要性は、 強制性が関係しているかどうかに関係なく、独立的に固定される (Sangiovanni 2011: 37)。サンジョヴァンニは次のような例を用いる。例え ば、あなたが私に一時間車を貸してくれない限り、あなたの腕を折ると言っ て、私があなたを強制したとしよう。このことが全てのことを考慮して(all things considered) 正当化されるかどうかは、強制の目的に依存する。私が 飲み物を買いに行くために、そしてあなたが子どもを迎えに行くために車 が必要なとき、私による強制は正当化されないだろう。しかし、もし私が 五人の溺れている人々を助けに行くために、そしてあなたが子どもを迎え に行くために車が必要なとき、私の強制は正当化されるだろう。ここで、 私が強制ではなく、あなたに単に依頼 (ask for) したとしても結果は同じ である。つまり、正当化の基準は、利益がもたらされる方法が強制による かどうかとは独立して決まっており、強制論者は「説明の要求」を満たす ことはできない (Sangiovanni 2011: 37)。

以上のように、サンジョヴァンニはブレイクの議論が強制性という関係自体とは独立した別の基準から分配的正義の義務を導出していると主張する。他方で、サンジョヴァンニ自身はブレイクの問題点を克服するべく、「互恵性に基づく正義」を提唱する。その戦略とは、国家が「どのように(例えば強制的に)人々の意思を妨害するか」にではなく、国家が「何をするか」に注目することである(Sangiovanni 2007: 19; 2012: 110)。すなわち、近代国家に中心的なのは、調整的な能力や分配的な能力である。これらの基本的な国家の能力は、うまく機能しているときには、裁判、行政、警察、軍事などのシステムを後ろ盾とし、自分自身で物理的攻撃から継続的に身を守る必要から我々を自由にしたり、私的所有権のシステムを構築したりする。そして、こういった集合財の再生産や維持を可能にしているのは、納税、政治的活動への参加、あるいは単に従順であることなどを通じた、市民の支持である(Sangiovanni 2007: 20)。サンジョヴァンニによれば、

平等はこのような市民間の互恵的な関係においてのみ問題となる。

「……私が論ずるのは、平等とは、物理的な攻撃から我々を守り、所有権の安定的システムを維持・再生産するのに必要とされる基本的集合財を提供する国家の能力を支持・維持する人々の間の互恵性という関係的な理想であるということである。我々は、人生の計画を立て実行するのに必要な基本的条件や保障を提供してくれる、同胞の市民および居住者には平等的な互恵性の義務を負うが、そうではない非市民に対してはそれを負わない。」(Sangiovanni 2007: 19-20)

ここまでで論じてきたことを確認するならば、サンジョヴァンニから見れば、強制論者をはじめとする非自発主義者は、関係的正義の理論が満たすべき「強い引き金」の説明の要求を満たすことができていない。この点を克服するために、サンジョヴァンニは国家が実質的に果たしている機能から出発し、互恵性という関係自体から正義の義務が生ずると主張するのである。

それでは、サンジョヴァンニと非自発主義者の議論の分かれ目はどこに あるのだろうか。コーリは、サンジョヴァンニとブレイクの違いは、個人 の自律性や「制度的事実 (institutional fact) | をどのように考えているかに あると述べている。まず前者の自律性について、ブレイクは、人格を実践 への非自発的服従に先立つものとして捉えているという(Kholi 2013: 28)。 言い換えると、個人は本来ならば選択に開かれた自由な存在であって、彼 /彼女自身の善の構想を実現するためにあらゆることを意思することは、 正統であると考えられている。したがって、ブレイクにとって自律性を尊 重するということは、強制的な手段によって人々の意思を曲げることを慎 むことを必要とするにすぎない(Kholi 2013: 28)。他方、コーリによれば、 サンジョヴァンニは、人格は事実上(de facto)、常に(always)、既に(already)、 ある実践の権威に服していると考えているという。つまり、自律性は実践 の機能として捉えられているのである。したがって個人が正統に意思でき ることは、実践が彼/彼女から要求するものに依存することになる。そし て、自律性の尊重は、ブレイクとは異なり、自律性の実現にふさわしい条 件を創出することをも要求する(Kholi 2013: 28)。

以上のことと関連するが、後者の「制度的事実」とは、「諸個人が既存の制度に、常に、既に服した状態に置かれているという事実」を指す(Kholi 2013: 29)。コーリによれば、ブレイクは制度的事実を、全ての個人に対して正当化する必要があるものと考えている。つまり、ブレイクは、単に「制度的な現実」を確認することを越えて、現在の制度が正当化されるには制度は何をしなければならないかを追究する。彼にとって規範的に有意なのは、サンジョヴァンニも指摘しているように、強制的な実践の存在自体ではなく、実践を統制する規範に個人が同意し得る条件のセットである。つまり、ブレイクにおいて制度的事実は客観的に有効な(valid objectively)ものだとは考えられておらず、その有効性は個人の同意に依存している(Kholi 2013: 29)。

これに対して、サンジョヴァンニは、制度的事実を客観的に有効なもの、すなわち、個人を、常に、既に制度へ非自発的に服した状態に置かれている存在として想定している。サンジョヴァンニにとって、制度的事実とは、正当化の必要があるものではなく、個人に対して重要な影響を及ぼす事実なのである。以上の両者の違いを、コーリは「法的な制度主義(de jure institutionalism)」と「事実上の制度主義(de facto institutionalism)」と呼び、前者はリベラリズムの、後者は政治的リアリズムの伝統と近親性があると指摘している(Kholi 2013: 24, 30)<sup>2)</sup>。

以上の検討から、サンジョヴァンニが、ブレイクとは異なる形で自律性や制度的事実を理解していることが明らかとなった。それでは、サンジョヴァンニはなぜ制度を事実的な権威だと考えているのだろうか。このことを明らかにするのが次節の課題である。

## 第二節 制度および政治的正当化

前節の最後におけるコーリの議論が示唆しているとおり、サンジョヴァンニにとって制度が重要なものである理由は、政治的リアリズムという思想潮流と関連している<sup>3)</sup>。サンジョヴァンニと政治的リアリズムの立場が

<sup>2)</sup> サンジョヴァンニ自身も、制度主義が政治思想におけるリアリズムから中心的 な洞察を組み込んでいると述べている。彼は主にバーナード・ウィリアムズの議論から示唆を得ている(Sangioyanni 2008: 141, 156n43, 159n47)。

<sup>3)</sup> 田村哲樹は、政治的リアリズムの潮流を含む「政治」そのものについて考察する政治理論を「政治/政治的なるものの理論」と呼んでいる(田村 2014)。「政治

どこまで一致しているのかを確定することは本稿の関心ではないが、政治 的リアリズムが制度をどのようなものとして捉えているかを考察すること は、サンジョヴァンニの制度理解の一助となるだろう。

政治的リアリズムを一つのまとまった潮流として理解することは難しい が40、何に対してのアンチテーゼなのかを指摘することは比較的容易であ ると思われる。政治的リアリズムが論敵と見なしているのは、「政治的道 徳主義 (political moralism)」である 5)。政治的道徳主義は、端的に言えば [政 治的なるものに対する道徳的なるものの優位 | (Galston 2010: 387) を主張 する立場である。政治的道徳主義は、次の二つの方法で政治に倫理を適用 しているとされる(Rossi 2012: 151)。第一は、実質的/目的論的アプロー チで、功利主義に典型的に見られるように、正義を善の最大化の道具と見 なすものである。第二の手続き的/義務論的アプローチは、ロールズのよ うに、正義を善から独立したものとして特定しようとする。重要であるの は、どちらのアプローチも「(不偏性や福利といった)政治の外部にあり、 政治に優先する道徳理念 | (Rossi 2012: 151) に基づいて政治的行為を導こ うとしている点である。つまり、政治的道徳主義において道徳理念は、特 定の文脈における政治的な事柄の統制に適しているかどうかとは独立し て、またそれに先立って価値あるものと見なされるのである(Rossi 2012: 151)

これに対し、政治的リアリズムは以下のような特徴を有する。第一に、 反ユートピア的な姿勢である。すなわち、理想を追い求めるよりも最悪の 状況を防ぐことや実行可能性が考慮される。第二に、理性的な合意よりも

的/政治的なるものの理論は、以下の二つのタイプの政治理論から区別されるという。「その二つとは、一方の正義、平等、自由などの価値の正当化の論理を探求するタイプの政治理論——規範的政治理論あるいは応用倫理学としての政治理論——と、他方の経験的分析のためのモデルまたはアプローチという意味での政治理論である」(田村 2014: 47)。

<sup>4)</sup> ウィリアム・ギャルストンは、リアリズムの潮流に、①バーナード・ウィリアムズに代表される米国のリベラルな理論に批判的な英国の理論家、②ウィリアム・コノリーに代表される左派ニーチェ主義者、③シャンタル・ムフに代表されるマキャヴェリ主義者、④クェンティン・スキナーや「ケンブリッジ歴史学派」に影響を受けた学者、⑤ジェンマーンシュクラーと彼女の信奉者、⑥ジェレミー・ウォルドロンに代表される多数決型民主主義者、⑦マディソン主義に傾倒したスティーブン・エルキンズに代表される米国政治学者など、多様な論者を含めている(Galston 2010: 386)。

<sup>5)</sup> 政治的道徳主義者は、サンジョヴァンニの論敵である実践独立アプローチを採用する論者とほぼ一致すると考えられる。

闘争や不一致に焦点が当てられる。第三に、情念の重視や個人の認知的・ 道徳的能力の不平等の前提といった心理学的リアリズムの採用である。ま た、以上の特徴から、理性的な熟議に対して懐疑が向けられる(Galston 2010: 394-400)。

以上のような政治的リアリズムにとって、制度はどのような意義を持つ ものなのだろうか。ウィリアム・ギャルストンは、政治的リアリストは制 度を彼らの政治理解の中心の近くに据えていると指摘している(Galston 2010: 393)。論敵である政治的道徳主義者は、前もって特定されている何 らかの原理を実現するための手段として制度を見ている。政治的リアリス トはこれに反対し、制度には道具的機能以上のものが備わっていると主張 する。ギャルストンによれば、それは以下の四点にまとめられる。第一に、 制度は、権利や一般的福祉といった抽象的な原理の概念が具体的な構想に 練り上げられるアリーナを提供する。第二に、制度の設立者は彼らの権威 を制度に譲渡する。第三に、制度は、設立された当初の期待どおりに固定 されたままであるとは限らず、状況に応じて改変される。最後に、制度は、 異なる政治的目的をもった個人が、共通の道のりを築き上げるための最善 のものとして同意し得るものである(Galston 2010: 393-394)。つまり、政 治的リアリストは、制度を予め特定されている正義の原理を適用する対象 としてだけでなく、それ自体に「政治 | が宿っているものと見なしている と言えるだろう。

サンジョヴァンニは、上述した四点のうち、特に最後の点に制度の価値を見出していると思われる。少々長くなるが、制度の重要性についてのサンジョヴァンニ自身の見解を見ておこう。

#### 論 説

物であるといった――に関する不一致というだけでなく、より根本的に、そのような感情や信念が、政治的権力の行使や統制をどのように正当化するかという点に関する不一致なのである。不一致は、どちらの側が認識的に(例えば、ある政策が正しい、善い、または正義にかなっていると主張することを)正当化されるかについてではなく、どちらの側が、基本的な制約や機会を形成する政治的権威や軍事力の枠組みを要求することを政治的に正当化されるかについてである。この観点からすれば、制度は、全ての政治的不一致に内在する暴力的闘争の潜在的可能性を転化させ、統制することに成功した試みなのである。(中略)制度主義者にとって、政治の領域は相互行為のその他の諸領域(法、経済、美学など)と異なる仕方で作動しているというだけでなく、それらの追求のための根本的な前提なのである。社会的または政治的制度の第一の目的とは、人々の間に秩序、信頼、協働、安全のための条件を保障することである。」(Sangiovanni 2008:157-158)(傍点原文イタリック)

つまり、サンジョヴァンニにとって制度は、ある政治的争点に関する諸 アクターの不一致が、何が正しいかという認識的な次元ではなく、政治的 権力の行使の正当化という政治的な次元において調停された結果であると いう点において重要なのである。この観点から、彼は実践独立アプローチ を次のように批判している。

「他方で、実践独立論者は、実際の政治制度が第一の政治的問題を解決する方法――および、それゆえに正義の問題がどのように特定の制度内に現れるか――は、正義の構想の正当化や定式化に無関係であると考えている。正義の理論家の仕事とは、恣意的な歴史的偶然性を超えて、一般的で包括的な物の見方を探究することである。(中略)『道徳』の領域を、政治の要求(それは哲学者が自分の仕事を終えてから初めて有意となる)によって汚されないよう保つことで、実践独立論者は、制度やそれに参加する人々を、彼の理想を邪魔する単なる障害物と見なすという危険を冒している。」(Sangiovanni 2008: 158)

以上の引用が示していることは、サンジョヴァンニが重要と見なす問題とは、実践独立論者のようにある正義の原理が認識的に正当化できるかどうかではない、ということである。そのような超越的な試みは、秩序形成問題を担う「政治」を脇に追いやってしまうからである。サンジョヴァンニにとって重要なのは、様々な制約を抱えた特定の「政治の情況(circumstances of politics) $^{6}$ 」(Sangiovanni 2008: 158)を踏まえてどのような原理が導き出されるかという点である。そして、そのような「政治の情況」の調停の結果として既に存在している制度は、政治的な正当性を有するのであって、改めて認識的に正当化される必要はない。このことは、サンジョヴァンニが制度的事実を客観的に有効なものと見なしているという、前節で触れたコーリの指摘と共鳴する。

ここまでの議論から、サンジョヴァンニがどのような意味で「現実」に接近しようとしているか、その方向性が明らかになったように思われる。ここまでの議論を一旦整理しよう。サンジョヴァンニによれば、ブレイクは制度の強制性自体を分配的正義の根拠とすることに成功していない。なぜなら、ブレイクは、道徳化された基底線か、そうではない基底線を用いざるを得ず、いずれにせよ強制性とは独立的な価値に依存してしまうからである。これに対して、サンジョヴァンニは、国家が何を行うかに着目し、互恵性という関係自体から正義の義務が生じると主張する。サンジョヴァンニとブレイクの議論の分かれ目は、制度を客観的に有効な事実と見なしているか否かという点にあった。サンジョヴァンニが制度的事実を所与とするのは、「政治の道徳に対する優先」という認識が彼の背後にあるからである。つまり、制度は、「政治」における闘争の結果を体現しているという意味で政治的に正当なのであって、認識的に正当化される必要はないのである。次節では、彼のこのような試みが、どこまで一貫したものと言えるかを検討する。

<sup>6) 「</sup>政治の情況」との対比でサンジョヴァンニの念頭にあると推測されるのは、ロールズの「正義の情況」である。それは「人間の協働を可能かつ必要なものとする、通常の状態」(Rawls 1971: 126=2010: 170) と定義され、資源などの適度な希少性や利害関心の衝突などが含まれる。

## 第三節 道徳に対する政治の優先の限界

サンジョヴァンニの「道徳に対する政治の優先」は、どこまで一貫していると言えるのだろうか。言い換えれば、サンジョヴァンニは、いかなる認識的正当化に頼ることもなく、政治的正当化の基準を提示しているのだろうか。この疑問は、彼の自律性および人権理解において、制度に依拠しない根拠が用いられているのではないかという疑念から生じてくる。まず自律性について見てみよう。本章第一節でも述べたように、サンジョヴァンニは、互恵性は強制性とは異なり、分配的正義を直接的に根拠づけられると主張している。たしかに、互恵性は「どのように」それが達成されているかを問題とせず、現実に「何を」達成しているのかを根拠としているので、強制性とは同じ問題に陥らないように見える。しかしながら、互恵性に基づく正義も、突き詰めていけば互恵性自体ではなく、互恵性が何を目的としているかという点によって根拠づけられているのではないだろうか。

ここで、もう一度サンジョヴァンニの議論において自律性の概念が占める位置を確認しておきたい。コーリによれば、サンジョヴァンニは、強制論者が採用する「人格の潜在的能力としての自律性」という構想を明示的には拒絶していないものの、決して個人を人格的自律性に向けた潜在的能力の実現によって根源的に動機づけられた存在としては描いていないという(Kholi 2013: 28)。このことは、例えば次のようなサンジョヴァンニの記述に見て取れるだろう。

「互恵性に基づく国際主義"にとっては、国家の強制性は平等主義的正義の構想の構築にとって有意であるが、しかしそれは強制性が自律性を侵害するからではなく、自律性を保護するのに役立つ方法だからである。このように見れば、強制――そして意思への強制の影響――は、分配的平等の理論にとっては偶発的・間接的・道具的な関心にすぎないのである。| (Sangioyanni 2007: 20) (傍点原文イタリック)

<sup>7)</sup> 国際主義は、サンジョヴァンニにおいては正義の範囲に関してグローバリズムに対置される立場である(Sangiovanni 2007: 8-9)。グローバリズムは、正義の要求としての平等はグローバルな範囲で妥当すると考える。他方、国際主義は、正義の要求としての平等は一国の構成員間でのみ妥当すると考える。サンジョヴァンニは後者の立場をとる。

つまり、サンジョヴァンニの議論においては、一見すると自律性は強制論者のように本質的に重要な位置を占めると言うよりも、あくまで間接的に重要であるように思われるのである。しかしながら、コーリによれば、サンジョヴァンニが想定している国家における制度――軍事力、所有権のシステム、市場――は、身体の尊厳の保障や所有権の保護といった、まさに個人の自律のために不可欠なものである(Kholi 2013: 28-29)。したがって、「自律性の概念が国家の機能に関する彼の説明を密かに支えていることは明白である」(Kholi 2013: 29)。つまり、サンジョヴァンニは、所有権のシステムや軍事力などの集合財を提供するという機能から国家を説明しているのだが、その機能がそもそも必要であるのは、個人の自律にとって上述した集合財が欠かせないからである。したがって、サンジョヴァンニにおいても、分配的正義の引き金となっているのは、互恵性それ自体と言うよりは、個人が「人生の計画を立て実行する」(Sangiovanni 2007: 20)という自律性の概念である。

次に人権理解に移ろう。サンジョヴァンニは、「人権の一般的見解」と「制 度的アプローチ<sup>8)</sup> | を比較した上で、後者の優位性を説く。人権に関する 一般的見解は、人権を諸個人がいかなる相互行為や関係とも独立して有す る道徳的要求であるとし、国内的・国際的な政治的・社会的制度を批判し たり評価したりするための「前制度的・前政治的で時代を超越した根拠| を探究するものと見なす (Sangiovanni 2008: 152)。つまり、一般的見解は 実践独立的であり、自然権のモデルに基づいている。他方、人権の制度的 アプローチは、人権を自然権に基づかせることに反対する。なぜなら、自 然権は人権とは「異なる目的のために、異なる歴史的文脈において | ---例えばホッブスにおいてはキリスト教的な自然法や社交性に取って代わる ために——作り出された概念だからである (Sangiovanni 2008: 153)。人権 の制度的アプローチは、本稿の第一章第三節で述べた解釈的方法を用いて 人権の意味や目的を決定するが、それは少なくとも以下の二つであるとい う。第一に、人権は他国に対する様々な形の内政干渉——人道的介入や経 済的・外交的制裁など――を正当化するものである。第二に、人権は諸国 家にその施行、促進、保護のために資源をつぎ込むことを要求するもので

<sup>8)</sup> ここでサンジョヴァンニの念頭に置かれているのは、ベイツが提唱する人権の 実践的アプローチである。詳細は Beitz (2009) を参照。

#### 論 説

ある(Sangiovanni 2008: 155)。つまり、人権は単なるマニフェストではなく、それが侵害された時には実質的な武力行使や財の移転が行なわれる。したがって、人権は「それに関わる者の政治的行為に対する期待や可能性を根本的に変える」(Sangiovanni 2008: 155)のである。以上のように、人権の制度的アプローチは、人権が特定の政治的・社会的文脈で果たす「機能的役割(functional role)」(Sangiovanni 2008: 154)が、人権の内容にとって決定的な要素であると考える。

以上のように人権を理解するサンジョヴァンニは、「言論の自由への人権は存在するか」という問いに対して、制度主義者にとってはそのような人権は存在しないと述べている(Sangiovanni 2008: 160)。なぜなら、言論の自由への人権を確立するということは、上述したように国際的な介入を正当化することを意味し、それは次のような国際社会の状況を考慮すれば容認し得ないからである。第一に、人権を確立することによって影響を受ける全ての人々にとって、人権は受け入れ可能でなければならない。第二に、強力な国家が自己目的のために人権を道具化する可能性がある。そして第三に、事前的・事後的にアカウンタビリティを保証する国際的なメカニズムが不在である(Sangiovanni 2008: 160)。つまり、たとえ言論の自由への人権が実現されても、以上の状況から成功する見込みが薄いため、言論の自由への人権は正当化することができないのである。ここで本節の目的に照らして注目したいのは、サンジョヴァンニが他の人権との比較で言論の自由への人権について次のように述べている点である。

「この観点から、制度主義者が、国際的なレベルで言論の自由という 人権が存在すべきなのか疑問を抱く理由も理解できる。彼は、他の人 権 (例えば、ジェノサイドや奴隷に対する人権) とは異なり、言論の 自由への権利の侵害と国内的に見なされるものが、国際的な介入や干 渉を正当化できないのだと言うだろう。」(Sangiovanni 2008: 160)(傍 点引用者)

また、次のようにも述べている。

「そのような場合〔奴隷制やジェノサイド――引用者〕には、問題となっ

ている制度のための正義の構想を構築する足がかりがないのである。 正義の構想が始まるには、制度の条件が少なくとも全ての参加者に正 当化できることが必要である。もし制度が自身を再生産し維持するた めに、組織的で熟考されていない強制に依存しなければならないのな ら、その制度はかかる正当化を行うことは不可能であって、拒絶され なければならない。」(Sangiovanni 2008: 163)(傍点引用者)

以上の引用が示しているのは、第一に、人権への制度的アプローチを採 用したとしても、奴隷制やジェノサイドに対しては、どのような制約があっ ても国際社会が介入すべきだという点である。第二に、その理由は、奴隷 制やジェノサイドは単純にその全ての参加者に正当化できるような実践で はないということである%。ここで重要なのは、サンジョヴァンニが「全 ての参加者に正当化できる」必要があると述べていることである。「全て の参加者に正当化できなければならない | という根拠は、サンジョヴァン ニが述べるところの「政治」の領域から導出することができるのだろうか。 ここでもう一度政治的リアリズムの議論に目を向け、そこにおける規範 の位置づけを確認したい。エヴァ・エルマンとニクラス・メラーは、政治 的リアリストは政治的道徳主義者を批判するが、それにも関わらず彼らの 政治的正統性という概念も規範性を有すると主張している (Erman and Möller 2013: 5-6)。 なぜなら、政治的リアリストは、政治的正統性の条件 として「合意の条件 (the agreement condition)」と「自律性の条件 (the autonomy condition)」を挙げているからである。合意の条件とは、ある政 治的配置が、理由は異なるかもしれないが、「受け入れ可能」あるいは「合 意可能 | であることを指す。他方、自律性の条件とは、そのような受け入 れや合意が、脅迫や洗脳などの方法によってではなく、「自己決定」や「自 己権威化 | によってなされる必要があることを指す。このような制約を置 くので、政治的リアリストは、たとえ安定的であっても抑圧や独裁政治を

<sup>9)</sup> 次章で検討するジェームスも、実践と捉えてよいものに何らかの基準を想定していると考えられる。「実践の解釈における目的は、実践が何らかの形で最終的に正当化されるかどうか、また、どのように正当化されるかを考えることである。いくつかのケース(例えば奴隷制という実践)では、実践はどれだけ入念に改訂されても(所有システムとして)擁護可能な形態をとることができないため、非正統であると見なされ、廃止されるべきものとされる。一般的に、不正行為は単にそれを実践とすることによっては正当化され得ない」(James 2012: 29)。

正統なものとは見なさないのである <sup>10)</sup>。サンジョヴァンニが「全ての参加者に正当化できる」必要があると述べるときも、このような合意の条件や自律性の条件を含んでいるものと考えられる。奴隷制やジェノサイドは、自己決定が可能な主体にとって、いかなる理由からも受け入れ可能なものではないのである。

そして、エルマン/メラーは、上のような二つの条件を政治的リアリストが求めるのは、実際の政治的プロセスを超越したところにある規範の源泉を支持しているからだと主張する(Erman and Möller 2013: 7)。つまり、実際の歴史的プロセスを通して規範的原理が形成されてきたという主張には一理あるとしても、実際のプロセスが正統性の条件を決定しているという主張とは区別される必要がある。なぜなら、政治的リアリストは、正統性の概念を定式化・正当化する際、ある規範は拒絶し、ある規範は採用しているからである。その意味において、「リアリストの政治的正統性の概念は、実際の政治を超越している」(Erman and Möller 2013: 7)のである。サンジョヴァンニにおいても、奴隷制やジェノサイドに対する国際的な介入が正当化されるのは、実際の政治的プロセスがそう決定しているからではなく、歴史がそのような規範を形成してきたからである。したがって、これらの場合には、実際の政治の次元とは異なる次元から導き出される規範が参照されていると言えるだろう。

以上、サンジョヴァンニにおける自律性概念および人権理解の検討により、彼が特定のケースでは「政治」の領域ではなく「道徳」の領域から何らかの価値を参照していることを確認した。その意味で、サンジョヴァンニが常に「道徳」に対して「政治」を優先させているわけではないと言えるだろう <sup>11)</sup>。しかしながら、このことから、彼が実は実践独立論者である

<sup>10)</sup> エルマン/メラーによる、ウィリアムズについての次の記述も参照されたい。 「ウィリアムズの観点からは、権力のいくつかの正当化が単純に普遍的な権利(または人権)の侵害であることは、『力は正義ではない』という公理から演繹的に真なのであって、『政治の普遍的な材料』から導き出される」(Erman and Möller 2013:6)。

<sup>11)</sup> ロッシは、サンジョヴァンニが制度解釈の解釈的段階(本稿の第一章第三節を 参照)において正義の構想のために制度の目的を特定しようとしているので、正 義の範囲、すなわち、規範的政治理論によって統制されるべき行為の領域を、前 政治的な正義の概念で規定してしまっていると述べている(Rossi 2012: 159-160)。 つまり、ロッシから見れば、サンジョヴァンニは政治的リアリストになりきれて いないのである。しかしながら、サンジョヴァンニが「正義」にこだわるのは、

と判断してよいということにもならないだろう。たしかに制度主義は、実際の政治プロセスから離れたところにある規範を参照しなければならない場合もあるが、全ての場合がそうであるとは限らないからである <sup>12)</sup>。

以上、本章では、サンジョヴァンニの議論がどのような意味で「現実」に接近していると言えるかを考察してきた。サンジョヴァンニは、政治の第一の問題をホッブス的な秩序問題であると見なし、ある制度に適用されるべき原理の内容も、どのような政治的権力の行使が正当化されるのかを考慮して導出される必要があると考えている。この意味で、サンジョヴァンニは実践独立アプローチと比べて「現実」を考慮している。しかしながら、サンジョヴァンニにおける自律性と人権の概念を検討することにより、彼が時には現実に直面している政治的プロセスからは独立したところから生じる規範を参照していることが明らかとなった。したがって、サンジョヴァンニは常に「政治を道徳に優先」させているわけではない。

# 第三章 アーロン・ジェームスにおける「現実」の意味

本章では、前章に引き続き、制度主義者であるジェームスの議論においてどのような「現実」的な想定が置かれているかを考察する。第一節では、ジェームスが、グローバルな正義の主題をグローバルな基本構造ではなく、国家システムおよび国際的な市場依存という実践とすることで、グローバルな正義の主題を分解しようとしていることを指摘する。第二節では、グローバル経済を国民所得の増加のための実践と見なすジェームスの背景には、個人および国家は常に保証問題に直面するという想定が存在すること

彼がリベラリズムを根本的に否定しているわけではなく、あくまでリベラリズムの歴史に対する非敏感性を批判しているからであろう(Sangiovanni 2009: 229)。マット・スレットは、サンジョヴァンニが依拠しているウィリアムズも、リベラリズムの正統性概念を拒絶しているのではなく、それを矯正しようとしているのだと述べている(Sleat 2010: 493)。

<sup>12)</sup> イザーク・テイラーは、制度主義者はいくつかの実践独立的な制約を受け入れなければならないことは事実であるものの、それらはあくまで制約であって、正義の原理の内容までをも規定するものではないと述べている(Taylor 2013: 123)。また、田村は、政治的リアリズムを含む「政治的/政治的なるものの理論」が規範的と言い切れるかという点について、「それは規範と完全に切り離された政治像を提供しようとしているわけではない」という意味である種の倫理理論と捉えるべきだとしつつも、やはり規範的政治理論とは区別されるべきだと述べている(田村 2014: 55-56)。

を述べる。第三節では、以上のようにジェームスが「現実」的な想定を置く理由を、彼の「プラグマティック・リアリズム」という立場に求める。 第四節では、プラグマティック・リアリズムにおける「到達可能性」という概念を検討することで、その概念が逆説的にジェームスの議論を非「現実」的なものとしてしまう可能性を指摘する。第五節では、第一章から本章第四節までの議論を受けて、制度主義における「現実」の意味とその到達点を確認した上で、集合的エージェンシーに着目すべきことを提案する。

## 第一節 グローバルな正義の主題 13 の分解

ジェームスは、サンジョヴァンニと比較するならば国際的な正義につい てより肯定的であると言える。具体的には、ジェームスは国際貿易および 経済的相互依存の関係が生み出す社会経済的結果を統制するものとして、 三つの「衡平原理 (principles of equity)」を提案している。第一の原理は、 貿易が引き起こす危害――失業、賃金抑制など――に関わるものであり、 「集合的な正当な注意(Collective Due Care)」である(James 2012: 17)。こ れによれば、国家は貿易の危害から人々を保護すべきであり、いかなる個 人の人生の見通しも、当該個人の社会が閉じられた社会であったとした時 の状態から悪化することがあってはならない。第二と第三の原理は、貿易 による利益――分業や規模の経済をはじめとする、生産性強化のための特 化から生じた国民所得の増加など――に関わるものである(James 2012: 18)。第二の原理である「国際的な相対利得(International Relative Gains) は、貧しい国に不平等な利得が流れない限り、各社会への利得は国家の能 力に応じて調整された上で、等しく分配されるべきだとする。第三の原理 は、「国内的な相対利得(Domestic Relative Gains)」である。これによれば、 ある社会における利得は、特別な理由が各構成員に利得の不平等を正当化 しない限り、影響を受ける構成員の間で等しく分配されるべきである。以 上の原理を、ジェームスは本稿の第一章第三節で述べた方法論を用いて導 出するのである。しかしながら、本稿の関心は、彼が提示する正義の原理

<sup>13)「</sup>主題」という言葉は、ロールズに由来する。「正義の第一義的な主題をなすものとは、〈社会の基礎構造〉――もっと正確に言えば、主要な社会制度が基本的な権利と義務を分配し、社会的協働が生み出した相対的利得の分割を決定する方法――なのである」(Rawls 1971: 7=2010: 10-11)。

の内容やその妥当性というよりは、原理を導出する際の前提として彼がどのような「現実」を考慮に入れているのか、また、その理由は何かを考察することにある。したがって、以下では彼の正義の原理の内容については必要に応じて触れるに止まることとする。

ジェームスは、グローバル経済を世界を覆うような包括的なものとして ではなく、各国家が国民所得を増大させるために参画する、国際的な社会 的実践から成るものとして認識している (James 2012: 17) <sup>14)</sup>。例えば彼は、 「貿易や貨幣政策に関する政府の決定や、そのような国家の決定を調整す るための国際的協定は、経済的相互依存の主要な調整装置であるだけでな く、その存在の構成的条件である | と述べている(James 2012: 13)。この 認識の根拠となっているのが、鍵となる「三つの一般的な現実」である。 第一の現実は、政治的脱中心化である。これは、グローバルなレベルでの 中央集権的な政治的権威の不在を意味する。第二の現実は、部分的な経済 的統合である。これによれば、国境の存在は労働者の移動を統制するなど の意味で依然として重要であって、「グローバル経済」は、十分に統合さ れた市場ではない。第三の現実は、政治経済の構造的相互依存である。す なわち、国家の政策選択は依然として重要であり、国家システムは、グロー バルな経済関係の単なる上部構造ではないことを意味する(James 2012: 21-23)。このように、グローバル経済という言葉を用いつつも、ジェーム スは国家システムおよび国際的な市場依存という実践がそれを構成してい ると考えている。「社会学の事実として、グローバル経済は国家システム と国際的な市場依存の実践に社会的に埋め込まれている | (James 2012: 30) のである。

ジェームスによれば、グローバルな正義論におけるコスモポリタニズムは、こういった「基本的な社会的事実」(James 2012: 13) を考慮に入れていない。なぜなら、コスモポリタニズムは、典型的にはグローバルな経済の「国際的な」性質や国家システム自体の正当性を疑問に付すからである

<sup>14)</sup> ベイツは、ジェームスが貿易システムを国民所得の増加を目的とする実践としてのみ捉えていることに疑義を呈している。なぜなら、歴史的には1930年代の貿易制限が戦争の原因だと考えられ、リベラルな貿易は国際秩序の条件の一つとして捉えられたという経緯があるからである。リベラルな貿易と国際秩序の安定の相関関係はまだ明らかではないが、もしそれが明らかとなれば、貿易システムの目的は国民所得の増加というよりはグローバルな政治秩序の安定となる(Beitz 2014:232-233)。

(James 2012: 11-12; 押村 2010: 218-219)。ジェームスが批判するコスモポリタニズム <sup>15)</sup> は、社会経済的な正義の諸原理を一般的には以下のようなものとして捉えている。第一に、かかる正義の諸原理は、世界中の個人の相対的な見通しを直接的に比較しようとする <sup>16)</sup>。第二に、かかる諸原理は「グローバルな基本構造」のような抽象的な概念を想定するとしても、国際的な政治制度自体からは独立して正当化される。第三に、例えばロールズの自然的義務のように、正義の諸原理が行動のための責任を生じさせると考える(James 2012: 113)。以上をまとめると、コスモポリタニズムは、グローバルな基本構造に適用されるべき原理は現実の国際的な制度のあり方とは独立して導出され、正当化されるものと考えている <sup>17)</sup>。そして国際システムは、独立的に導かれた原理を実行する最善の方法である限りにおいて正当化されるにすぎないのである(James 2012: 105)。

以上のようなコスモポリタニズムの特徴は、例えばチャールズ・ベイツの議論に現れていると言えるだろう。ベイツは、国際的な経済的・政治的・法的制度および慣行が「世界経済の本質構造」(Beitz 1999: 148-149=1989: 221)をなすに至っており、現在の世界には国際的相互依存が存在すると主張する。そして、「地球大の経済的相互依存が深化したために、国家中心的な世界観は規範的有意性を失」い、「配分的正義の原理は、まず世界全体に、次いで副次的に国民国家に適用されなければならない」と述べる(Beitz 1999:170=1989: 250)。ジェームスから見れば、このように国内の基本構造と同等のレベルで人々の生活の見通しを決定するようなグローバル

<sup>15)</sup> ここで念頭に置かれているコスモポリタニズムとは、Beitz (1999=1989) や Caney (2005) である。つまり、第一章の整理における実践独立的なアプローチをとっている論者であると言えよう。

<sup>16)</sup> この特徴は、例えばダレル・モエレンドーフの以下の記述に現れている。「機会の平等が実現したとすれば、モザンビークの田舎で育った子どもは、スイス銀行の重役の子どもが自分の親の地位に到達するのと統計的には同じ機会を持つことになるだろう | (Moellendorf 2002: 49)。

<sup>17)</sup> ジェームスと関連する主張として、例えば包括的な分配的正義を批判するリチャード・ミラーの以下の記述を参照されたい。「貿易レジームや温室効果ガスレジームにおける正義は、特定のプロジェクトにおける公正な分配の問題である。開発の針路をとる責任を果たす正義は、基本的ニーズの提供の問題である。植民地時代の破壊における正義は、補償の問題である。グローバルなプロセスにおける政治的に責任のある選択を統制する基準のこのような多様性により、世界中の物質的幸福に関して特定の配置の選択を統制するような単一の、決定的で統一的な基準という意味でのグローバルな分配的正義などというものは存在しない」(Miller 2010: 226)。

な基本構造があると想定してしまうことは、グローバル経済の重要性を過 度に単純化してしまうことを意味するのである。

念のために付言しておくならば、グローバルな政治経済の「現実」の理解についてジェームスとベイツのどちらが経験的に正しいのかを判断することが本稿の目的ではない。あくまで、ベイツのような包括的な見方に対して、ジェームスのようなより限定的な見方が近年のグローバルな正義論において出現していることを指摘したいのである<sup>18</sup>。

## 第二節 基本的事実としての保証問題

以上で確認したように、ジェームスにとって、グローバル経済は、国民 所得の増加を目的とする諸国家が織り成す国際市場という実践から成る。 この根底には、彼の個人に関する次のような想定がある。

「主体がその他の主体がなすことに関する不確実性に直面するのは、特に行動の意図的な調整に関する限り、人間の条件の一般的な特徴である。実際、これは諸主体が数値的に特有である(numerically distinct)ことの部分的な意味を示している。彼らは、自分自身の意図や行動については(たいてい)直接的な知識や統制を有しているが、他者に関するそれらを欠いているのである。|(James 2012: 58)

つまり、ジェームスは、主体が他者の行動に関して不確実性を有していることは、前提とすべき人間の事実であると述べている。そして、この事

<sup>18)</sup> ジェームスと類似した立場をとる論者として、de Bres (2013)を参照。ヘレナ・デ・ブレスは、グローバルな基本構造の存在を根拠にグローバルな分配的正義を訴えるタイプの論者の問題点は、グローバルな秩序が単一の、統一されたスキームを構成していると考えている点にあると述べている (de Bres 2013: 427)。「グローバル政治の働きが部分的であるならば、我々のグローバルな正義の理論もそうであるべきである。我々は分配的正義の原理をグローバル政治における活動の特定のサブ領域に向けるべきである。すなわち、分散化した世界のために正義を分散する必要がある」(de Bres 2013: 427)。

また、上原賢司も、一元的なグローバルな分配的正義に代わって「一国国家を越えた社会的協働や強制にもとづく制度的関係とそこで生じる分配問題のみを射程に収めた国際的な分配的正義の構想」(上原 2012: 343)を提案している。上原はその分配問題の一例として貿易収益を挙げている。しかしながら、上原の提案に対しては、国内的な制度的関係から生じる分配と、国際的な制度的関係から生じるそれとを明確に分けることが可能なのかという疑問が生じる。

実は個人から国家のレベルにまで拡大される。つまり、諸国家は、自国以外の国家がどのように行動するかについて不確実な知識しか持ち合わせていない。しかしながら、この種の不確実性について、グローバル経済の特徴から考えると、一回限りの囚人のディレンマという理解は適さない。より適切な状況は、繰り返される囚人のディレンマとしてのルソーの鹿狩りゲーム<sup>19)</sup>もしくはゲーム理論における保証ゲームであるとジェームスは述べる。すなわち、良識的な諸国家の間ですら、また、最善の状況下ですら、不確実性とリスクという事実があるために、長期的に各国家に十分な便益を保証する共通の実践がない限り、自由貿易は合理的なものとはならないのである(James 2012: 54-55)。

ジェームスによれば、コスモポリタニズムはこのような個人や国家に関する想定を捨象してしまっている点で誤っている。ここで重要なのは、ジェームスが理想理論の範囲においても抽象化には限度を設けるべきであると主張している点である(James 2012: 104)<sup>20)</sup>。「抽象化(abstraction)」とは、オノラ・オニールによって「理想化(idealization)」とともになされた分類であるが、理論化の便宜上、事実を一時的に脇に置いておくプロ

<sup>19)</sup> 鹿狩りゲームとは、ジャン・ジャック=ルソーにおける逸話を題材としたゲーム理論の一種である。二人のハンターは、鹿かウサギのどちらを捕まえるかを選択することができる。ただし、鹿は二人で協力しないと捕まえることができない。この場合のナッシュ均衡は、二人とも鹿を捕まえるか、二人ともウサギを捕まえるかの二通りとなる(James 2012: 55)。

<sup>20)</sup> 理想理論と非理想理論の区別はロールズ (Rawls 1971=2010) によって明示的 になされたが、その区別の意味するところについては未だ論争的であり、最近の 政治哲学における一つの大きなテーマを形成している。このテーマを扱っている ものとして、さしあたり Swift (2008)、Hamlin and Stemplowska (2012)、Valentini (2012) を挙げることができる。ヴァレンティーニは、理想理論/非理想理論の 分類方法として、①完全遵守と部分遵守、②ユートピア的と現実的、③最終状態 と過渡的の三つを挙げている (Valentini 2012)。また、規範理論における所与と すべき現実と理想理論/非理想理論の関係を考察したものとして松元(2012)を 参照されたい。松元雅和は、コーエンとロールズの真の対立軸は、利他心の限界 性という現実を所与の前提とするか改革の対象にするかという点であると主張し ている(松元 2012: 136-137)。すなわち、ロールズにとって正義の第一の主題は 制度であって、個別の人間の利他心の限界という現実は残さざるを得ない。他方、 コーエンにおいては、制度を支え得る個人にも正義のエートスが求められるので あり、利他心の限界という現実自体が改革の対象となる。しかしながら、松元に よれば、以上はあくまで理想理論における両者の対立を示しており、非理想理論 において両者はそれほど隔たっているわけではないという。すなわち、非理想状 態では自分以外の主体が正義原理に従わないという部分遵守が生じるが、その場 合にコーエンは自己犠牲的なエートスを涵養することまでは要求していない。つ まり、よりロールズの立場に近づくのである(松元 2012: 138-139)。

セスである。つまり、そうした事実の存在自体は否定されない。他方、理想化においては、とりあげられなかった事実の属性は否定される(上原・河野 2013: 82)  $^{21}$ )。ジェームスによれば、彼が重視する保証問題は、「非理想理論」や、より良い状態への「移行の道徳性」として、すなわち正しい社会の構想である「理想理論」とは独立したものとして捉えられてきた(James 2012: 13, 103)。すなわち、理想理論は保証問題をそもそも生じないものか、生じたとしても道徳的に動機づけられた主体によって簡単に克服されるものと見なしてきたのである(James 2012: 103-104)。しかしながら、ジェームスによればこれは正しくない。なぜなら、ジェームスにとっては、保証問題は人間の条件に関する揺るぎない事実であり、理想理論のレベルにおいても考慮されなくてはならないからである。したがって、ジェームスは以下のように述べている。

「自然状態のシナリオは、保証とその欠如が、独立的に正当化され適用可能な原理や理想の実行だけでなく、そもそもどのような基本的な行動の原理が適用されるかに影響を及ぼし得ることを示している。重要なのは、いかなる基本的な規範的原理——主体が(規範的に)十分な理由を持ってなすべきことに関する原理——も、主体が置かれている認識的な状況(内面の法廷において、少なくとも何らかの一般的な意味において)に依存するということである。」(James 2012: 106)(傍点原文イタリック)

つまり、保証問題は、理想理論の段階においても、そして正義の原理の 実行の段階だけではなく、定式化の段階においても考慮されるべきものな のである<sup>22) 23)</sup>。

<sup>21)</sup> 上原・河野 (2013) は、ロールズにおける抽象化作業である国内/国外という 区分が便宜的に行なわれたにもかかわらず、後に国際的な正義を構想する際に理 想化に転じてしまっていることを指摘している。

<sup>22)</sup> ジェームスが以上のように述べていることは、彼の中で当然に理想理論と非理 想理論との間に何らかの区別が存在することを示唆している。しかしながら、こ のように理想理論において様々な制約が考慮に入れられるとしたら、ジェームス における理想理論と非理想理論の違いは何なのか、すなわち、非理想理論のレベ ルでは何が行なわれるのかという疑問が生じてくる。しかしながら、この点につ いてジェームスは明確に説明を行っているようには思われない。

<sup>23)</sup> 以上ではジェームスの「現実」的な想定に焦点を当てたために、彼の規範的構

### 第三節 プラグマティック・リアリズム

以上のように、ジェームスは個人や国家に関して「現実」的な想定を行い、また、グローバル経済に関してはより限定的な理解を行っている。このような前提に立ち、彼は本章の冒頭で述べたような正義の原理を導出するわけであるが、それはなぜなのであろうか。すなわち、なぜジェームスはこのように「現実」に関して多くの想定を行なうのだろうか。それを理解する鍵は、彼が自らの立場を「プラグマティック・リアリスト」と述べている点にある(James 2006: 701-709)。ここでのリアリズムとは、国際関係論における道徳の役割を否定するタイプのリアリズムではない<sup>24)</sup>。ジェームスが述べるところのリアリズムとは、正義の原理は、最も基本的なものも、世界の偶然のあり方を考慮に入れた上で正当化されるべきと考えるものである(James 2006: 701)。どのような事実を考慮に入れるかによって、リアリズムは「重度である(serious)」か「緩和される(relaxed)」かに分けることができる。

「原理に関するリアリズムは、それが原理の正当化において人間の条件やグローバルな社会生活の一般的な情況だけでなく、グローバルな領域において我々が多かれ少なかれ発見する政治的、法的、社会的、経済的配置に敏感である程度において、重度であると言うことにしよう。リアリズムがあまり敏感ではない程度において(例えば非常に一般的な情況にのみ関心があり、特定の配置にはない場合)、それは緩和されている。」(James 2006: 701)

想の全体が見えづらくなっていると思われるのでやや補足を行いたい。ジェームスの議論の主眼の一つは、「国際貿易を統制できるような主権は存在しないから、貿易の公平性について語ることは場違いである」というホップス的な懐疑主義に反論することに置かれている(James 2012: chap. 3)。ジェームスから見れば、グローバルな主権が不在であっても貿易における保証問題を克服するような社会的実践は歴史的に設立されてきたのであり、かかる実践における構造的衡平性を問うことは必要なのである。つまり、ホップス的な想定を一定程度受け入れながらも、規範を論ずることは可能であり必要であることをジェームスは主張していると言えるだろう。

<sup>24)</sup> このタイプのリアリズムがグローバルな正義論において占める位置を確認するものとして、例えば Caney (2005) を参照。ケイニーは、グローバルな政治理論の六つのアプローチの一つとしてハンス・モーゲンソーに代表されるリアリズムを批判的に検討した上で、コスモポリタニズムを擁護している (Caney 2005: 7-10)。

重度であるリアリズムの想定に基づいて導出される原理は、多くの事実 が考慮に入れられるのでより現状に敏感となる一方で、緩和されたリアリ ズムは、人間の条件以外の制約はほとんど受けないため、導出される原理 はより抽象的でラディカルなものとなると言えるだろう。しかしながら、 最低限のリアリズムでさえも、ある理想が人間の条件から考えて達成でき ないものである場合、正義の構想としてはその理想を排除するのである (James 2006: 703)。その理由の一つとして、ジェームスは義務論的なもの を挙げている。義務論的な正義の原理によれば、原理はその性質上、ある 特定の個人や集合的主体に、行為の理由として向けられたものでなければ ならない(James 2006: 704)。したがって、より重度なリアリズムにおい ては、原理は「行為のための規範的に決定的な理由」として向けられ、ま た、一般的な生活状態だけでなく、原理が向けられる個人や集合的主体が どのような権力を有しているか、また、知り得る実行可能なオルタナティ ブの行為やコストといった、主体に特有な諸条件 (agent-specific conditions) をも考慮に入れた上で正当化される必要がある(James 2006: 704) 25)

以上のことから、ジェームスが「リアリスト」である意味は把握できたと思われるが、どのような意味で「プラグマティスト」なのであろうか。ジェームスは、マサイアス・リッセが分配的正義の範囲を国家内に限定する根拠を基本的に擁護している(James 2006: 704-705)。リッセによれば、国家システムは、公共財の分配における効率性および安定性という実用的な理由や、自己決定という価値から支持される理由がある。しかしながら、ポッゲが提案するような垂直的に分散された主権から成るグローバル秩序<sup>26)</sup>を我々が支持すべきかどうかを判断するための知識を獲得することは難しい。なぜなら、我々は我々が知っている一つの世界と、それが経てきた一つの歴史しか知り得ず、それらから歴史学的、社会学的およびその他の洞察を得るしかないからである(Risse 2006: 694-695)。ジェームスもこ

<sup>25)</sup> ジェームスは、別稿においても正当化の要求はその行いが規制または統制される (諸) 主体に向けられなければならず、社会的実践に対する不平は、通常は特定の諸個人自体には向けられ得ないと述べている。なぜなら、誰も自分の力が及ばない事柄には責任を問われ得ず、いかなる個人も実践の構造に対する支配権を持たないからである。しかしながら、実践の参加者はその構造に対して集合的に責任を問われることはあり得る (James 2005: 538-539)。

<sup>26)</sup> Pogge (2008: chap. 7=2010: 第7章) を参照。

#### 論 説

れに賛同し、国際秩序の「革命」ではなく「改革」を支持する。その理由 を彼は次のように述べている。

「……我々は国家システムの深い改革を明確に、そして確実に思い描くことができるかもしれない。しかしながら、我々が国際秩序それ自体の革命について考えるとき、それがたとえ段階的で漸進的なルートによってだとしても、状況はかなり異なる。これから示唆するように、我々の基本的な認識的状況とは、根本的な革命が何を意味するのか、またどのように作動するのか単によくわからないということなのである。たとえ根本的な革命が論理的または物理的に可能であっても、我々には、それは現在利用できない(unavailable)のである」(James 2012: 116-117)(傍点引用者)。

つまり、提案される代替的な秩序は、まず我々の認識的限界の範囲内で理解できるものでなければならない。さらにジェームスは、国際秩序の改革もしくは革命を支持するためには、「合理的な不確実性回避」という条件が満たされなければならないと考えている。すなわち、代替的な秩序は、現在の国際秩序と同程度またはそれ以上に良いものであるだろうという「合理的な確信」が必要なのである(James 2012: 119)。そして、国際秩序の「革命」はこの条件を満たすことはできないのである。さらに、グローバルな貧困問題などの複雑な問題は、国家という枠組みを残しておいた方が効率的に解決できるだろうとジェームスは述べている(James 2006: 708)。

ここまでの議論を一度振り返っておきたい。ジェームスの議論が「現実」的であると言えるのは、第一に、グローバル経済の理解に関してであった。すなわち、コスモポリタニズムのようにグローバル経済をグローバルな基本構造——グローバルな政治・経済・法制度のセット——として捉えるのではなく、国内所得の増加という目的を備えた国際的な市場依存の実践と捉えた点である。第二に、基本的な人間の事実として、いかなる主体も他の主体が行うことに関する不確実性に直面するということを想定している点である。この想定は国家にも適用され、したがって保証問題を回避するような協働が模索されることになる。第三に、プラグマティック・リアリ

ズムという立場からは、まず、原理は主体に特有な諸条件も考慮した上で 導出される必要がある。さらに、プラグマティックな理由からコスモポリ タニズム的な理想は批判される。すなわち、コスモポリタニズムが思い描 くような世界秩序――現存の秩序の「改革」というよりは「革命」的なも の――は、国家システムに基づく国際秩序の中にいる現在の我々の認識的 限界からは単純によくわからず、それが上手く作動するという合理的な確 信がない限り実行するにはリスクが伴うのである。

## 第四節 到達可能性概念の意味と限界

以上の議論を受けて問題としたいのは、ジェームスの「現実」的な想定 が経験的に正しいのか、すなわち、グローバル経済の理解や個人および国 家に関する想定が我々の世界と合致しているのか、という点ではない。お そらく彼が基本的事実と見なすものは、少なくとも「現実」の一側面を言 い当てていると言うことができるだろう。特に他者の行為に関する不確実 性は、人間が他者の行為を予測する能力を獲得しない限り、中長期的に見 ても変わることのない事実である。以下で注目したいのは、彼がそのよう に考える理由の方である。上述したように、彼が「現実」的な想定を行な うのは、「コスモポリタニズムが描く世界秩序がどのようなものか現在の 我々には理解できず、現在の状態と比べて悪化するかもしれない」という 認識的な限界や、「国際的な制度を残しておいた方がグローバルな問題を 効率的に解決できる」という効率性の重視といった、いずれもプラグマ ティックな理由からであった。後者の効率性については経験的な検証が必 要であると考えられるため、ここでは扱わない。問題は前者の方である。 ここで提起したいのは、ジェームスは我々の認識的限界を強調することに よって「現実」的な規範理論に近づこうとしているが、そのような限界の 設定はどの程度「現実」的なものと言えるのかという点である。このこと について考える手がかりとして、ジェームスの「到達可能性(accessibility)」 という概念に着目したい。

「我々(ある個人または集合的主体)がある配置のセットXの中にいて、合理的なコストでXから別の配置のセットYに移ることができるということを合理的な確信を持って知っており、かつその時にのみ、配

置セット Y は、我々にとって配置セット X から到達可能であると言 うことにしよう。原理上は、配置 B は現状の配置 A から到達可能で、 さらなる配置 C は配置 B から到達可能で、それにもかかわらず配置 Aから配置Cへは到達可能でないかもしれない。そのようなことが あり得るから、我々が一旦配置Bに入ってしまえば、配置Bから配 置Cへ大きなコストをかけずに移動が可能であることを実は知るか もしれないが、かかる知識を持つようになることを、我々は今は知ら ないかもしれない。」(James 2006: 704) (傍点原文イタリック)

以上の引用のうち、上述した問題を考えるにあたって重要なのは、第一 に、「ある制度的配置から別の制度的配置への移動が可能なことを合理的 な確信を持って知っている | という点、第二に、「そのような移動は、大 きなコストをかけずに可能である」という点である。以下ではまず、第一 の点について検討したい。

ジェームスにおける到達可能性の概念は、政治哲学の分野で論じられる 「実行可能性 (feasibility)」概念と重なり合う部分もあるが、独特な概念で ある。ジェームスにおける到達可能性概念に関してまず言えることは、そ れは「硬い」制約に関わるものではないということである。マーク・ジェ ンセンは、政治哲学における実行可能性の制約となり得るものとして四つ を挙げている。第一に、論理的可能性である。第二に、法則的可能性であ る。物理法則に反するような提案は無意味である。第三は、歴史である。 歴史を遡って変えることは不可能である。そして第四は、人間の能力であ る。これらのうち、ジェンセンは最後の「人間の能力」が実行可能性の判 断を難しくするものであると述べている(Jensen 2009: 172-173)。なぜなら、 人間の能力の限界については、極めて幅広い解釈が可能だからである。

この人間の能力の限界という点を、パブロ・ギラバートの議論を参照し てもう少し詳しく見ておきたい。ギラバートは、実行可能性の判断が難し いのは経済的、政治的、文化的可能性であるとした上で、その理由として 次の二つを挙げている。第一に、それらの可能性は、通常「蓋然性 (probability)」を意味するのであって、厳密に言えば「可能性 (possibility)」 ではない。すなわち、ある提案が経済的、政治的、文化的に実行不可能 (infeasible) であるという場合、それは主体にとって実行するのが厳密に

不可能(impossible)ということではなく、試しても成功する合理的な蓋然性がないことを意味する<sup>27)</sup>。第二に、経済的、政治的、文化的な枠組みは順応性がある(malleable)ということである。歴史は多くの技術的革新、政治的革命、文化的変容を経験してきたからである(Gilabert 2012: 240)。これまで述べてきた分類に照らすと、ジェームスにおける到達可能性概念は、論理的・法則的・歴史的可能性などの、変えることが不可能な「硬い」制約ではなく、何らかの形で変化が可能な「柔らかい」制約であると言うことができる。

ジェームスの到達可能性という概念について次に指摘できるのは、それが実行可能性概念の一部分を成すということである。ギラバートは、実行可能性の概念は二つの領域に分けることができると述べる。第一は「安定性」である。我々は、ある社会的構想が安定的なものであり得るかを考慮に入れる。第二は、「到達可能性」である。ある社会的構想へ向けて何らかの政治的行為の道があるとき、その構想は到達可能であると言うことができる(Gilabert 2012: 239)<sup>28)</sup>。ここで注意したいのは、ギラバートとジェームスにおける到達可能性の意味がやや異なるという点である。ギラバートにとっては、ある社会的構想が到達可能であるという時、それが到達可能であることを「合理的な確信を持って知っている」必要はない。

また、実行可能性の概念は、時間軸も含意する。ジェンセンは、先述した人間の能力について、「ある主体 S が A を行なうことができる」と言うとき、「共時的能力」と「通時的能力」の二つの意味があると述べる。共時的能力とは、S が A を現在の時点で行なうことができることを意味する。他方、通時的能力は、さらに直接的なものと間接的なものに分けることができる。「直接的通時的能力」とは、S にとって現在 A を行なうことができなくても、後で行なうことができることを意味する。また、「間接的通時的能力」とは、S に(共時的、直接的通時的、間接的通時的のいずれかの意味で)B を行なう能力があり、かつ、まず B を行えば、後で A を行

<sup>27)</sup> ユハ・ライッカの以下の記述も参照。「文字どおりに言えば、『実行可能』は必ずしも『可能』を意味しないし、『実行不可能』は必ずしも『不可能』を意味しないということに注意することが重要である。とりわけ、『実行可能』は『成功裏に使われることができる』ことを意味する」(Raikka 1998; 36)(傍点原文イタリック)。

<sup>28)</sup> ライッカも、実行可能性はレジームの持続性や安定性に加え、到達可能性や可能性と関係するとし、安定性問題は実行可能性問題のサブ問題であると述べている(Räikkä 1998: 32n16)。

なうことができるということを意味する(Jensen 2009: 173-176)。

以上のジェンセンによる区分を踏まえるならば、ジェームスにおける到達可能性は、間接的通時的能力を意味していると言えるだろう。ジェームスは、制度的配置 A、B、C について、A から C への直接的な移行は不可能でも、A から B、さらに B から C へは移行可能であることがあり得ると述べているからである。

以上の分析から、ジェームスにおける別の制度的配置への到達可能性とは、①人間の能力の範囲内で克服が可能で、②それに向かうための何らかの政治的行為の道が開かれており、③現在の配置から直接的には不可能でも、別の配置を通過すれば可能である、という三つの要素を含み、かつ、これらのことについて「合理的な確信を持って知っている」ことを意味すると言えるだろう。それでは、コスモポリタニズム的な制度的配置、たとえばポッゲが主張するような垂直的に分散された主権から成るグローバルな秩序が我々にとって到達不可能であると判断することは、「現実」的と言えるのだろうか。

ここで指摘したいのは、「合理的な確信を持って知っている」という認識的限界を導入することが、逆説的にジェームスの議論を非「現実」的なものとしてしまう可能性である。ギラバートは、経験的・道徳的問題に関する我々の知識は、道徳的プロジェクトへのコミットメントによって変わり得るということを強調する。例えば、福祉国家の生成は、その第一歩目では非実現的であるとして反対されたが、それに関する実証研究や政治的アドボカシーなどによって、合理的なものと見なされるようになったのである(Gilabert 2012: 250)。したがって、ギラバートは次のように述べる。

「どの改革が効果的で道徳的に望ましいかに関する我々の認識的不確 実性を減らすことができるかどうかは、我々が過去や現在進行中の政 治的実験に関する実証研究や道徳的熟考に従事することを選択するか どうかにかかっている。」(Gilabert 2012: 250)

つまり、現在は到達可能ではない制度的配置の有する規範性が、現在の 我々の認識を変えるということが歴史として生じているのである。した がって、明確には思い描くことができない制度的配置であっても、可能な 限りそれを思い描き、実証研究や政治的働きかけを行なうことにより、現在の我々の知識が変化し、当該配置への到達が可能となる可能性もある。別の言い方をすれば、ジェームスにおいては、ある制度的配置から別の制度的配置への移行可能性が、時間軸だけではなく規範性のレベルにおいても一方向的に考えられており、両者のフィードバックという関係の可能性が考慮されていないのである。

次に、ジェームスの到達可能性概念のうち、第二の点、すなわち、「代替的な政治的配置への移行が大きなコストをかけずに可能であること」という部分の検討に移りたい。コストの意味についてジェームスは明確に述べていないが、もし文字どおり金銭的なもののみを指しているのであれば、それは規範理論としては擁護し得ないものであろう。金銭的コストでなければ、どのようなコストがあり得るのだろうか。ユハ・ライッカは、政治理論において新しい社会的配置への転換のコストが問題となるとき、それを政治哲学者が得られる類の知識ではなく、政策科学者にしかわからないものだとするような議論の仕方は誤っていると述べる(Räikkä 1998: 33-34)。なぜなら、この場合のコストとは道徳的コストを指すからである。したがって、政治理論家は、ある理想が受け入れ可能なものかを判断する際に、もし必要な道徳的コストについてわかっているのであれば、それを考慮に入れるべきである(Räikkä 1998: 34)。しかしながら注意しなければならないのは、道徳的コストの判断は規範的なものを含むということである。ライッカは次のように述べている。

「実行可能性の評価において転換に必要なコストが考慮される際に、どの制度的配置が実行可能でどの配置がそうでないかを判断することは、部分的に規範的な問題となる。道徳的に望ましい配置は、不正義があまりに深く根付いているのでしばしば実行不可能である。(中略)いずれの場合でも、ある理想が実行可能かどうかに関しては道徳的な不一致があるかもしれない。」(Räikkä 1998: 37)(傍点原文イタリック)

また、別の箇所では次のように述べている。

「とりわけ、実行不可能であると見なすことが、単に文字どおりの可

#### 論 説

能性や不可能性ではなく、規範的な観点(転換に必要な道徳的コストに関して)に基づいているかもしれないことを理解することが重要である。もし理想の社会的配置が実行不可能なものとして規範的な観点から拒絶されるならば、時としてその拒絶は不当なものであることが示されるかもしれない。」(Räikkä 1998: 39)

以上の引用が示していることは、道徳的コストに基づく実行可能性の判断は規範的なものとなり、その判断は不当であると批判される可能性があるということである。ジェームスにおけるコストも、金銭的コストのみではない以上、少なからず道徳的コストを含意していると思われる。したがって、彼の到達可能性という概念も、常に道徳的な不一致を引き起こす可能性に晒されるのである。したがって、ジェームスにおいて、ある制度的配置への到達が可能であるかどうかは、プラグマティックな理由だけでなく、道徳的な理由から判断されることとなる。

以上のように、ジェームスにおける到達可能性の概念を検討することで、第一に、認識的限界を設定することが逆に彼の議論を非「現実」的なものとしてしまう可能性があること、そして第二に、ジェームスにおけるコストは道徳的コストを内包するので、到達可能性の基準がプラグマティックな観点からだけではなく、道徳的な観点からとなり得ることを明らかにした。これらのことから、彼のプラグマティック・リアリズムは、彼が意図しているほど「現実」的なものとはならないように思われる。

おそらく、ジェームスの議論が行動指針を重視する規範理論に対して再考を迫る重要な点は、次の点である。すなわち、ある主体が単に動機づけられないというだけでなく、他者がどのように行動するかがわからないという不確実性のために動機づけられないという点である。ホリー・ローフォード・スミスは、ある主体がしなければならないことをしようとしない(won't do)ということは、当該主体がそれをできないと考える理由にはならないと主張している(Lawford-Smith 2013: 256)。つまり、個人の動機づけの問題は実行可能性の制約からはずされるべきだというのである。しかしながら、ローフォード・スミスは他方で、他者の動機はある主体が行動する文脈の一部を成すので、その主体の行動の成功を左右する「柔らかい制約」であると述べている(Lawford-Smith 2013: 256)。例えば、ある

個人が温暖化ガスを排出しないようどれだけ気をつけて生活していても、他の個人や企業セクターが何の努力もしていなければ、当該個人は自分の行動を無意味に感じてそれをやめてしまうかもしれない。つまり、集合行為問題を統制する何らかの協働のスキームが存在しない限り、個人が動機づけられる条件が揃っているとは言えないのである。ジェームスの議論における「現実」の意味の中で最も考慮すべきは、以上の点、つまり動機づけの問題を個人の問題ではなく他者との関係において考慮している点であると言えるだろう。

### 参考文献(本号掲載分のみ)

- 上原賢司 (2012)「『国際的な』分配的正義」日本政治学会編『現代日本の団体政治(年報政治学 2012-II)』木鐸社、331-352 頁。
- 上原賢司・河野勝(2013)「事実の取捨選択と規範理論――ロールズ正義論における〈国内/国外〉区分の理想化問題」河野勝編『新しい政治経済学の胎動――社会科学の知の再編へ』勁草書房、77-105頁。
- 押村高(2010)『国際政治思想——生存·秩序·正義』勁草書房。
- 田村哲樹(2014)「政治/政治的なるものの政治理論」井上彰・田村哲樹編『政治理論 とは何か』風行社、47-72 頁。
- 松元雅和 (2012)「規範理論における『現実』の位置づけ――G. A. コーエンのロールズ 批判を手がかりに」『社会思想史研究』第 36 号、127-144 頁。
- Beitz, Charles (1999=1989) *Political Theory and International Relations: with a New Afterword by the Author*, Princeton University Press. (進藤榮一訳『国際秩序と正義』岩波書店)
- Beitz, Charles (2009) The Idea of Human Rights, Oxford University Press.
- Beitz, Charles (2014) "Internal and External", Canadian Journal of Philosophy, Vol. 44, No. 2, pp. 225-238.
- Blake, Michael (2001) "Distributive Justice, State Coercion, and Autonomy", *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 30, No. 3, pp. 257-296.
- Caney, Simon (2005) Justice Beyond Borders: A Global Political Theory, Oxford University Press.
- de Bres, Helena (2013) "Disaggregating Global Justice", Social Theory and Practice, Vol. 39, No. 3, pp. 422-448.
- Erman, Eva and Möller, Niklas (2013) "Political Legitimacy in the Real Normative World: The

- Priority of Morality and the Autonomy of the Political", *British Journal of Political Science*, online first view, pp. 1-19.
- Galston, William A. (2010) "Realism in Political Theory", European Journal of Political Theory, Vol. 9, No. 4, pp. 385-411.
- Gilabert, Pablo (2012) From Global Poverty to Global Equality: A Philosophical Exploration, Oxford University Press.
- Hamlin, Alan and Stemplowska, Zofia (2012) "Theory, Ideal Theory and the Theory of Ideals", Political Studies Review, Vol. 10, Issue 1, pp. 48-62.
- James, Aaron (2005) "Distributive Justice without Sovereign Rule: The Case of Trade", Social Theory and Practice, Vol. 31, No. 4, pp. 533-559.
- James, Aaron (2006) "Equality in a Realistic Utopia", Social Theory and Practice, Vol. 32, No. 4, pp. 699-724.
- James, Aaron (2012) Fairness in Practice: A Social Contract for Global Economy, Oxford University Press.
- Jensen, Mark (2009) "The Limits of Practical Possibility", Journal of Political Philosophy, Vol. 17, No. 2, pp. 168-184.
- Julius, A. J. (2003) "Basic Structure and the Value of Equality", *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 31, No. 4, pp. 321-355.
- Kholi, Hugo El (2013) "Practice-Based Justice: An Introduction", raisons politiques, No. 51, pp. 7-42.
- Lawford-Smith, Holly (2013) "Understanding Political Feasibility", *Journal of Political Philosophy*, Vol. 21, No. 3, pp. 243-259.
- Miller, Richard (2010) Globalizing Justice: The Ethics of Poverty and Power, Oxford University

  Press.
- Moellendorf, Darrel (2002) Cosmopolitan Justice, Westview Press.
- Nagel, Thomas (2005) "The Problem of Global Justice", Philosophy & Public Affairs, Vol. 32, No.2, pp. 113-147.
- Pogge, Thomas (2008=2010) World Poverty and Human Rights: Cosmopolitan Responsibilities and Reforms, Second Edition, Polity Press. (立岩真也監訳『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか――世界的貧困と人権』生活書院)
- Räikkä. Juha (1998) "The Feasibility Condition in Political Theory", *Journal of Political Philosophy*, Vol. 6, No. 1, pp. 27-40.

- Rawls, John (1971=2010) *A Theory of Justice*, Harvard University Press. (川本隆史・福間聡・神島裕子訳『正義論 改訂版』紀伊國屋書店)
- Risse, Mathias (2006) "What to Say about the State", Social Theory and Practice, Vol. 32, No. 4, pp. 671-698.
- Rossi, Enzo (2012) "Justice, Legitimacy and (Normative) Authority for Political Realists", Critical Review of International Social and Political Philosophy, Vol. 15, No. 2, pp. 149-164.
- Sangiovanni, Andrea (2007) "Global Justice, Reciprocity, and the State", Philosophy & Public Affairs, Vol. 35, No.1, pp. 3-39.
- Sangiovanni, Andrea (2008) "Justice and the Priority of Politics to Morality", *Journal of Political Philosophy*, Vol. 16, No. 2, pp. 137-164.
- Sangiovanni, Andrea (2009) "Normative Political Theory: A Flight from Reality?" in Duncan Bell (ed.) *Political Thought and International Relations: Variations on a Realist Theme*, Oxford University Press, pp. 219-239.
- Sangiovanni, Andrea (2011) "Global Justice and the Morality of Coercion, Imposition, and Framing" in Ayelet Banai, Miriam Ronzoni and Christian Schemmel (eds.) *Social Justice, Global Dynamics: Theoretical and Empirical Perspectives*, Routledge, pp. 26-45.
- Sangiovanni, Andrea (2012) "The Irrelevance of Coercion, Imposition, and Framing to Distributive Justice", *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 40, No. 2, pp. 79-110.
- Sleat, Matt (2010) "Bernard Williams and the Possibility of a Realist Political Theory", European Journal of Political Theory, Vol. 9, No. 4, pp. 485-503.
- Swift, Adam (2008) "The Value of Philosophy in Nonideal Circumstances", Social Theory and Practice, Vol. 34, No. 3, pp. 363-387.
- Taylor, Isaac (2013) "Practices, Institutions, and Global Public Good Regime", raisons politiques, No. 51, pp. 121-135.
- Valentini, Laura (2012) "Ideal vs. Non-ideal Theory: A Conceptual Map", *Philosophy Compass*, Vol. 7, Issue 9, pp. 654-664.